

コロナ禍における医療・介護機関への減収補填を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、院内での感染者発生による病棟閉鎖、感染者や疑似症患者を受け入れるための病床確保、外来患者の受診抑制、健診の休止などで、医療機関の経営はかつてないほど深刻となり、経営破綻の危機に立たされている。感染症患者を受け入れていない一般病院や診療所、歯科等でも常に感染のリスクを抱え、受診控え、手術や検査・健診の延期やキャンセル等によって患者数が減少している。また、マスク・防護服・消毒液などの衛生材料の不足と価格高騰も負担となっている。

日常的に人手不足の介護施設では、高い感染リスクから、サービスの縮小や利用控えも起こっており、経営に苦勞している。

新型コロナウイルス感染症患者・介護施設利用者への対応など、特別の負荷に対する適切な財政支援と、患者・利用者の減少、収益減少という個々の医療機関や介護事業所の責めに帰さない損失への財政保障という2つの側面からの支援が必要である。

医療・介護従事者の奮闘に応えるためにも、国家的財政支援で医療・介護の経営を支え、長期化する感染症の次なる波に備え、経営破綻による地域医療の崩壊は何としても防がなくてはならない。

医師会・病院団体の経営実態調査でも、8割から9割の医療機関の経営が大幅に悪化し、そのしわ寄せがさらなる人員不足や一時金不払いなど、感染症と最前線向き合う医療・介護従事者の処遇に影響している実態が示されている。

8月28日に政府が発表した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組にも「医療機関の安定的な経営を確保するための更なる支援を行う」と記されている。医療崩壊を回避するための焦眉の重要課題として、未曾有の危機的状況に置かれている医療・介護機関への財政支援の抜本的強化と引き続く医療・介護従事者への支援の強化が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 コロナ禍における医療機関・介護事業所の減収を補填し、国の責任で地域の医療・介護資源を守ること。
- 2 感染第2波以降についても、医療・介護従事者に対する慰労金を支給するなど、医療・介護従事者の社会的役割に見合った賃金水準への底上げを図ること。
- 3 医療・介護従事者のPPE（個人防護具）の確保など、感染症対策のための財政措置を継続・強化すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司